

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付の実施について

## ●貸付対象

大郷町に住所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯(申請は生計中心者が行うことができます)

## ●貸付金額

10万円以内【以下のいずれかに該当する場合は20万円以内の貸付も可能です】

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- イ 世帯員に要介護者がいるとき。
- ウ 世帯員が4人以上いるとき。
- エ 世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
  - i 新型コロナウイルス感染症防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
  - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
- オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。

## ●措置期間 1年以内(貸付金を受けた翌月から償還開始までの準備期間)

## ●償還期限 措置期間経過後2年以内(金融機関口座から口座振替で毎月償還)

## ●貸付利子 無利子

## ●保証人 不要

## ●その他 申請から決定～送金までは数日程度としています。

## ●申請に必要な書類等

①本人確認 申請者(生計中心者)	運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等
②通帳 申込者(生計中心者)	七十七銀行、仙台銀行、ゆうちょ銀行、農協のいずれか
③印鑑	通帳登録の印鑑
④減収が確認できる書類等	給与所得者【減収前後(数か月程度)の給与明細書、預金通帳等】 個人事業主【減収がわかる帳簿、売上明細、記録等】
⑤住民票	世帯全員分、本籍地や続柄、世帯主記載が省略されていないもの。※マイナンバーは記載しないでください。
⑥特例となる20万円以内の借入を希望する場合	○世帯員に新型コロナウイルス感染症罹患者がいるとき ⇒ 新型コロナウイルスの検査結果 ○世帯員に要介護者がいるとき ⇒ 要介護者の介護保険被保険者証 ○臨時休業となった小学校等へ通う子がいる場合 ⇒ 休校の連絡プリント等 ○世帯員に個人事業主の方がいる場合 ⇒ 最新の確定申告等の写し

※その他必要に応じて追加で書類の提出を求められます。

●**実施期間** 令和3年3月末まで延長になりました。

●**申請場所・受付時間**

大郷町社会福祉協議会（黒川郡大郷町粕川字東長崎31-7）

受付は、平日の午前9時30分から午後4時まで

※事前予約のご協力をお願い致します。

次のいずれかに該当する場合は、貸付対象外となります

- 1 生活保護を受給中の世帯（生活保護申請中も含む）
- 2 この特例貸付をすでに借り入れている世帯
- 3 貸付申込の書類に記載されている内容が事実と異なる場合
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少が確認できない場合
- 5 債務整理中世帯、弁護士等に債務整理を依頼している世帯
- 6 申請から償還完了まで世帯構成員に暴力団員がいる世帯
- 7 外国籍の方で、在留資格が「一般永住者」または「特別永住者」でない場合 など

お問合せ先 大郷町社会福祉協議会 TEL022-359-2753